

**国立大学図書館協会中国四国地区協会  
図書・学術情報系専門員資格認定要領**

(目的)

- 第1 この要領は、中国四国地区(以下、「本地区」という。)の国立の大学図書館等に勤務する図書・学術情報系職員(以下「図書・学情系職員」という。)の専門的能力を資格認定する事業について必要な事項を定める。
2. 資格認定に付随して得られる客観的指標(以下、「ポイント化」という。)は、本地区の図書・学情系職員の人事交流等への参考資料として活用されるものとする。

(基本理念)

- 第2本地区の図書・学情系職員が、専門性の認定資格取得を目指すことにより、図書・学術情報分野の業務の進展に相応しい資質を磨き、本地区の図書館・学術情報基盤を支える専門性豊かな職員となることを目的とする。
2. 図書・学情系職員に必要な専門性は、本地区内の国立大学等関係者の共通認識とするため、資格認定事業の中でポイント化される。

(専門資格の名称と種類)

- 第3 認定する専門資格の名称は、「中国四国地区国立大学図書館等図書・学術情報系専門員」(以下、「図書・学術情報専門員」という。)とする。
2. 資格の種類は、初級、中級、上級とする。
- (1) 図書・学術情報系専門員(初級)
- (2) 図書・学術情報系専門員(中級)
- (3) 図書・学術情報系専門員(上級)

(資格認定委員会)

- 第4 資格認定に関することは国立大学図書館協会中国四国地区協会(以下、「協会」という。)内に設置する資格認定委員会(以下、「委員会」という。)で行う。
2. 委員会に委員長を置き、委員長は協会理事館の館長をもって充てる。
3. 委員会の委員は、協会加盟館の部・課長若干名をもって構成する。
4. 委員は、春の協会総会において選出し、任期は2年とする。
5. 委員会の事務局は、協会理事館に置く。

(委員会の任務)

第5 委員会は、厳正に任務を遂行するために、資格認定制度の維持、発展に努めなければならない。

2. 委員会は、資格認定に際して別に定める「ポイント表」をもとに申請の適否について審査する。
3. 委員会は、「ポイント表」の適合性について、常に適正化をはかるものとする。

(資格の申請手続き)

第6 資格認定を受けようとするものは、別に定める次の申請書類を委員会に提出するものとする。

- (1) 資格認定申請書
- (2) 業績等申告書

(資格認定の申請要件)

第7 資格認定の申請を行うことができるもの(以下「申請者」という。)は、本地区内の図書・学術情報系職種に従事する常勤職員とする。

(資格の有効期間)

第8 初級資格は永年、保持することができる。

2. 中級、上級の有効期間は、交付された日から3年間とし、期間内に更新することができる。
3. 中級、上級資格の有効期間終了後、申請により初級資格認定証の交付を受けることができるものとする。

(認定資格)

第9 認定資格のポイント数は、別紙「ポイント表の考え方」に基づき、以下のとおりとする。

- 初級：初級ポイントの合計が18ポイント以上
  - 中級：中級ポイントの合計が35ポイント以上
  - 上級：上級ポイントの合計が70ポイント以上
2. 下位級のポイントが不足していても、上位級のポイントが充足している場合は上位級の資格を認定する。

(認定及び認定証の交付)

第10 委員会は認定された者に対して、認定書を交付する。

(協会加盟館の努力義務)

第11 協会加盟館は、申請要件を満たす職員に申請することを奨励し、この制度の維持・発展に努力する。